

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成28年7月28日(2016.7.28)

【公開番号】特開2015-196071(P2015-196071A)

【公開日】平成27年11月9日(2015.11.9)

【年通号数】公開・登録公報2015-069

【出願番号】特願2014-77244(P2014-77244)

【国際特許分類】

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 5/04 5 1 2 C

【手続補正書】

【提出日】平成28年6月14日(2016.6.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技を行うためのリールユニットと、

前記リールユニットを収容する筐体とを備え、

前記リールユニットは、

外周面上に所定の図柄が描かれたリールと、

前記リールを回転駆動するリールモータと、

前記リールモータが取り付けられて前記リールを回転可能に保持するリールブラケットと、

前方にリール開口部を有して、前記リール開口部が前記筐体の前方を向くように前記筐体の内部に取り付けられ、前記リール開口部を通じて前記図柄が視認されるように、前記リールブラケットが複数並んで取り付けられるリールブラケット取付部材とを有し、

前記リールブラケット取付部材が前記筐体から取り外された状態において、前記リール開口部が略水平方向を向くように前記リールブラケット取付部材を載置可能に構成されており、

前記リールブラケット取付部材に、前記リールブラケット取付部材の後端部よりも後方に突出して形成され、前記リールブラケット取付部材が前記筐体から取り外された状態において、前記リール開口部が上方を向くように下方から前記リールブラケット取付部材を支持して載置可能に構成された仮支持部が設けられ、

前記仮支持部は、前記リールブラケット取付部材の後側左部と、前記リールブラケット取付部材の後側右部とに、前記リールブラケット取付部材の後端部よりも後方に突出して形成され、

前記リールブラケット取付部材の後側における、前記リールブラケット取付部材の左側端部から前記後側左部の前記仮支持部までの距離と、前記リールブラケット取付部材の右側端部から前記後側右部の前記仮支持部までの距離とが異なることを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

しかしながら、このような遊技機では、リールユニットを容易に組み立てるための方策が求められている。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本発明は、このような課題に鑑みてなされたものであり、リールユニットを容易に組み立てることが可能な遊技機を提供することを目的とする。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

このような目的達成のため、本発明に係る遊技機は、遊技を行うためのリールユニットと、前記リールユニットを収容する筐体とを備え、前記リールユニットは、外周面上に所定の図柄が描かれたリールと、前記リールを回転駆動するリールモータと、前記リールモータが取り付けられて前記リールを回転可能に保持するリールブラケットと、前方にリール開口部を有して、前記リール開口部が前記筐体の前方を向くように前記筐体の内部に取り付けられ、前記リール開口部を通じて前記図柄が視認されるように、前記リールブラケットが複数並んで取り付けられるリールブラケット取付部材とを有し、前記リールブラケット取付部材が前記筐体から取り外された状態において、前記リール開口部が略水平方向を向くように前記リールブラケット取付部材を載置可能に構成されており、前記リールブラケット取付部材に、前記リールブラケット取付部材の後端部よりも後方に突出して形成され、前記リールブラケット取付部材が前記筐体から取り外された状態において、前記リール開口部が上方を向くように下方から前記リールブラケット取付部材を支持して載置可能に構成された仮支持部が設けられ、前記仮支持部は、前記リールブラケット取付部材の後側左部と、前記リールブラケット取付部材の後側右部とに、前記リールブラケット取付部材の後端部よりも後方に突出して形成され、前記リールブラケット取付部材の後側における、前記リールブラケット取付部材の左側端部から前記後側左部の前記仮支持部までの距離と、前記リールブラケット取付部材の右側端部から前記後側右部の前記仮支持部までの距離とが異なっている。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本発明によれば、リールユニットを容易に組み立てることができる。